

消費税の インボイス制度



税理士法人 あすなるパートナーズ

講師：植木 法子

目次

- ・ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは
- ・ 売手側として準備すべきこと
- ・ 買手側として準備すべきこと
- ・ 納付税額の計算方法
- ・ 免税事業者

インボイス？



・インボイス制度(適格請求書保存方式)とは

〈仕入税額控除〉

事業者が納付する消費税額は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて(「仕入税額控除」といいます)計算します。

計算方法

$$\text{納付する消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額}^* - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}^*$$

(売上税額) (仕入税額)

※消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	【区分記載請求書等保存方式と同様】
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書(いわゆるインボイス)等の保存



・インボイス制度(適格請求書保存方式)とは

仕入税額控除のためにインボイスが必要

インボイスは適格請求書発行事業者に登録した事業者しか発行できない。



適格請求書発行事業者に登録していない事業者からの仕入れは仕入税額控除ができない。

免税事業者は適格請求書発行事業者に登録できない。



免税事業者からの仕入れは仕入税額控除ができない。

・インボイス制度(適格請求書保存方式)とは

令和5年10月1日から導入され、導入後は、売手・買手双方に新たな義務が課されます。

売手側・・・買手から求められたときはインボイスを
交付しなければならない

買手側・・・原則としてインボイス等の保存が仕入税額
控除の要件

インボイス制度(適格請求書保存方式)とは

〈現行制度(区分記載請求書等保存方式)とインボイス制度の概要〉

	項目	現行制度 (区分記載請求書等保存方式)	インボイス制度
請求書等の発行(売手側)	請求書等の記載事項	①請求書作成者の名前 ②取引年月日 ③取引の内容 ④取引金額 ⑤相手方の名前 ⑥軽減税率適用の対象品目である旨 ⑦税率ごとの取引金額	左段①～⑦に加えて ⑧登録番号 ⑨適用税率 ⑩税率ごとに区分した消費税額等
	請求書等の発行義務	なし	あり
	請求書等の写しの保存義務	なし	あり
	免税事業者の発行	可	不可
	虚偽の交付への罰則	なし	あり
買手側	仕入税額控除の要件	区分記載請求書の保存	インボイスの保存
	3万円未満の仕入れ	保存義務なし	保存義務あり(※例外はP.20参照)
	免税事業者からの仕入れ	仕入税額控除可	仕入税額控除不可 (経過措置あり)
その他	納付税額の計算	割戻し計算 積上げ計算(経過措置)	①積上げ計算 ②割戻し計算 (詳細はQ10参照)

・ 売手側として準備すべきこと

[1] 登録申請

令和5年10月1日のインボイス制度開始と同時にインボイスを発行するためには、**令和5年3月31日までに申請しなければなりません。**

〈制度導入までのスケジュール〉

登録申請書は、**令和3年10月1日**から提出が可能です。

令和3年10月1日

令和5年10月1日からインボイスを発行するためには、原則として、**令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。**

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の
受付開始

インボイス制度
の導入

・ 売手側として準備すべきこと

申請期限 : 令和5年3月31日

申請期限 : 特定期間の課税売上高等により登録申請書を提出... 令和5年6月30日

困難な場合の申請期限 : 令和5年9月30日

までに申請書を提出することに困難な事情がある場合には、その困難な事情を記載した申請書を提出



・ 売手側として準備すべきこと



《テキスト P6》 TKC全国会

登録申請方法の流れ

～適格請求書発行事業者の申請から登録まで～

事業者



①登録申請書の提出

登録年月日



④税務署からの通知

税務署

②税務署による審査

③登録および公表
・登録簿への登載



登録番号の構成

登録番号は「T+数字13桁」から成り、13桁には法人は法人番号、個人や人格のない社団等はマイナンバーではない13桁の数字が利用されます。インボイスへ記載する際には、全角・半角は問わず、「T1234567890123」や「T-1234567890123」のような形で記載します。

登録番号の記載時期

現行の区分記載請求書に登録番号を記載しても問題はありません。令和5年9月30日以前に登録番号が通知された場合には、事前に登録番号を請求書等に記載しておくことで、インボイスへの移行がスムーズになると考えられます。

・ 売手側として準備すべきこと



第1-(1)号様式

令和3年9月30日までは提出できません

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和 年 月 日	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地 (電話番号 - -)	(〒 - -) ◎ (法人の場合のみ公表されます)
申請者	(フリガナ) 納税地 (電話番号 - -)	(〒 - -)
代表者氏名	(フリガナ) 氏名又は名称	◎
代表者氏名	(フリガナ) (法人の場合) 代表者氏名	
法人番号	法人番号	

この申請書に記載した次の事項 ◎ (印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。
1 申請者の氏名又は名称
2 法人(人格のない社印等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地
なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。

事業者区分

課税事業者 免税事業者

※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください)。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税理士署名
(電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年 月 日	通信日付印	確認
入力処理	年 月 日	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 との紐づけ	
登録番号	T					

注意
1 記載要領等に留意の上、記載してください。
2 税務署処理欄は、記載しないでください。
3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

第1-(1)号様式次葉

令和3年9月30日までは提出できません

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

【2/2】

氏名又は名称					
免税事業者の区分	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。				
免税事業者	<input type="checkbox"/> 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。				
個人番号			法人のみ記載		
生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和		事業年度	自 月 日	至 月 日
事業内容等	事業内容		資本金	円	
課税期間の初日	令和 年 月 日				
課税事業者の確認	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日				
登録要件の確認	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
消費税に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。(「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ		
参考事項					

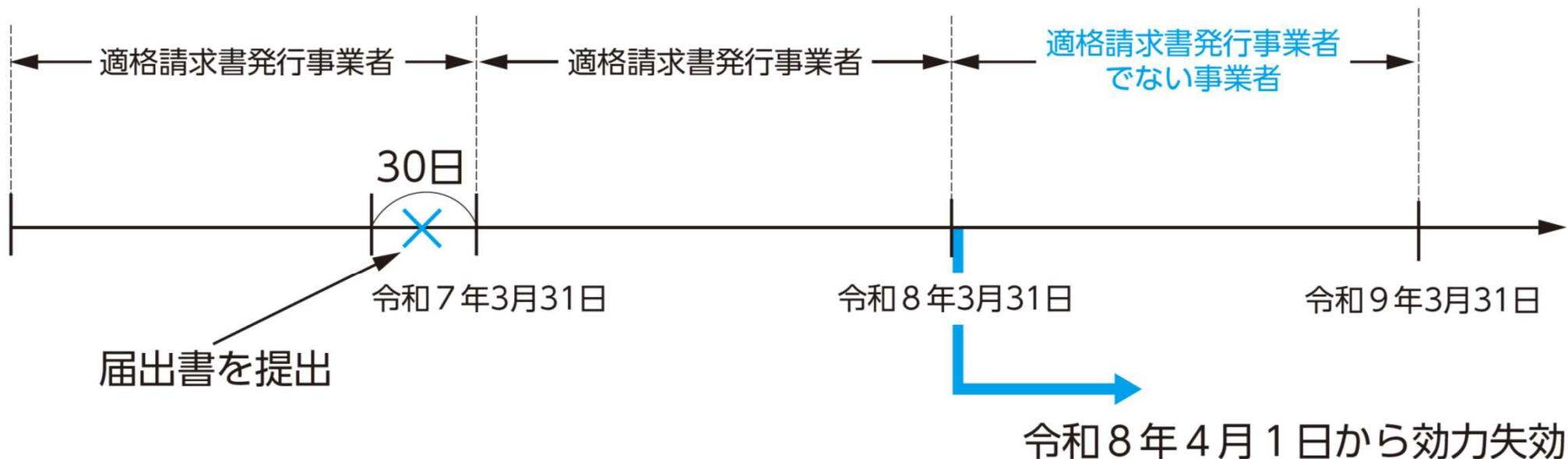
この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

・ 売手側として準備すべきこと

登録の変更、取り消し

○課税期間の末日の30日前以後に届出書を提出した場合

(事業年度が4月1日から3月31日のとき)



新規設立法人の登録申請

設立課税期間の末日までに届出書・申請書を提出

・ 売手側として準備すべきこと

[2] インボイスの発行

何をインボイスとするかを定める

納品書をインボイスとする

請求書をインボイスとする

納品書と請求書を合わせてインボイスとする

レシートをインボイスとする

その他の書類をインボイスとする

・ 売手側として準備すべきこと

インボイスの消費税の計算方法を決める

明細行は税込みか、税抜か
税率ごとの合計行は税込みか、税抜か
税率ごとの消費税額の端数計算は切り捨てか、
切り上げか、四捨五入か

・ 売手側として準備すべきこと

インボイスの記載事項

(株)〇〇御中		⑥ 請求書	
②		××年11月分	
11/1	牛肉 ※	5,400円	
11/2	小麦粉 ※	2,160円	
⋮		⋮	
11/30	ビール	6,600円	
※ 軽減税率対象		③	合計 87,200円
			うち消費税 7,200円
(10%対象 40,000円		⑤	消費税 4,000円)
(8%対象 40,000円			消費税 3,200円)
④		△△(株)	
①		登録番号 T1234567890123	

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称 および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜または税込) および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 (端数処理は1請求書当たり、税率ごとに1回)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

※小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業または駐車場業等の不特定かつ多数の者相手の事業を行う場合、インボイスの代わりに簡易インボイスを交付することができます(詳細はQ11参照)。

(出典：国税庁リーフレット(令和2年6月改訂)、一部改変)

・ 売手側として準備すべきこと

簡易インボイスについて

簡易インボイス※

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）又は適用税率

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等が交付することができます。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> スーパー〇〇 東京都・・・・・・・・・・ 登録番号 T123345・・・ </div>		①
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ××年3月1日 </div>		②
領収書		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ヨーグルト※ カップラーメン※ ペットフード </div>	1 1 1	￥108 ￥216 ￥550
合計		￥874
8%対象		<div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px;"> (内消費税額 ￥24) </div>
10%対象		<div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px;"> (内消費税額 ￥50) </div>
お預り		￥1,000
お釣		￥126
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ※ 軽減税率対象 </div>		

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載

※両方記載することも可能

・ 売手側として準備すべきこと

消費税の端数処理は1つのインボイスにつき税率ごとに1回です。

〈認められる例〉

〈認められない例〉

請求書

(株)〇〇御中 ○年11月30日
(株)△△
請求金額(税込み) 60,197円 (T123...)
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	—
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	—
11/15	花	57	77	4,389	—
11/15	肥料	57	417	23,769	—
8%対象計				27,060	2,164
10%対象計				28,158	2,815

請求書

(株)〇〇御中 ○年11月30日
(株)△△
請求金額(税込み) 60,195円 (T123...)
※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
11/15	花	57	77	4,389	438
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計				27,060	2,163
10%対象計				28,158	2,814

合算

・ 売手側として準備すべきこと

納品書をインボイスとする場合

▶ 具体例

- 補足事項
- 消費税等の端数処理の計算は切り捨て
 - 販売商品の消費税率は、全て10%
 - 納品書①、②、③をまとめて請求書を発行している



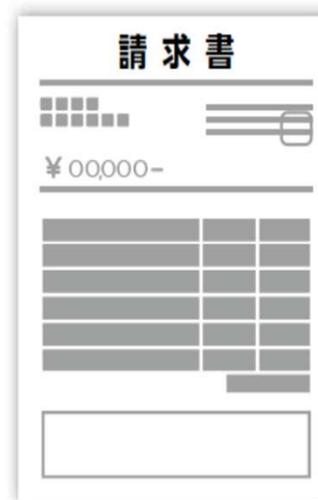
インボイスとする書類

納品書

納品書①
税抜計 123円
消費税等 12円

納品書②
税抜計 234円
消費税等 23円

納品書③
税抜計 345円
消費税等 34円



12円 + 23円 + 34円
= 69円

請求書

税抜計 702円
消費税等 69円

(注)
消費税等の金額は、
納品書の合計

・ 売手側として準備すべきこと

請求書をインボイスとする場合

▶ 具体例

- 補足事項
- 消費税等の端数処理の計算は切り捨て
 - 販売商品の消費税率は、全て10%
 - 納品書①、②、③をまとめて請求書を発行している



納品書	
納品書①	
税抜計	123円
納品書②	
税抜計	234円
納品書③	
税抜計	345円



請求書	
税抜計	702円
消費税等	70円
(注) 消費税等の金額は、 税抜計×10%	

・ 売手側として準備すべきこと

納品書と請求書を合わせてインボイスとする場合

納品書番号
(関連の明確化)

請求書

⑥ (株)〇〇御中 ××年11月1日

② 10月分(10/1~10/31) 109,200円(税込)

納品書番号	金額
No.0011	11,960円
No.0012	7,640円
No.0013	9,800円
⋮	⋮
合計	109,200円 (消費税9,200円)
10%対象	66,000円 (消費税6,000円)
8%対象	43,200円 (消費税3,200円)

⑤ △△商事(株)
① 登録番号 T12345...

納品書

納品番号No.0013 (株)〇〇御中 △△商事(株)

納品番号No.0012 (株)〇〇御中 △△商事(株)

③ 納品番号No.0011 (株)〇〇御中 △△商事(株)

下記の商品を納品いたします。
××年10月1日

品名	金額
豚肉 ※	5,400円
さつまいも ※	2,160円
割り箸	1,100円
焼酎	3,300円
合計	11,960円

※印は軽減税率対象商品

記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

. 売手側として準備すべきこと

賃貸契約書に添付

御中

令和5年10月以降のご案内

賃貸契約書と併せて本書の保管をお願いいたします。

適格請求書発行事業者登録番号：

支払対価の額(月)： 円

消費税率： 10%

消費税額(月)： 円

令和 年 月 日

住所
氏名

印

・ 売手側として準備すべきこと

明細行が税込みの場合の事例

総額表示の義務のある「**一般消費者**」相手の取引においてはこのような表記もあり得ます。

請 求 書

株式会社〇〇 御中

〇〇年11月30日

株式会社 △

※は軽減税率対象です

T1234567890123

請求金額 64,960円 (税込み)

品名	単価	数量	税込金額	消費税額
ワイン	880	10	8,800	
牛肉 ※	2,700	20	54,000	
トマト ※	54	40	2,160	
10%対象計			8,800	800
8%対象計			56,160	4,160

$$8,800円 \times \frac{10}{110} = 800円$$

$$56,160円 \times \frac{8}{108} = 4,160円$$

$$8,800円 + 56,160円 = 64,960円$$

・ 売手側として準備すべきこと

明細行が税抜きの場合の事例

総額表示の義務のない「事業者」相手の取引においては
こちらが主流になると考えられます。

請求書

株式会社〇〇 御中

〇〇年11月30日

株式会社 △

※は軽減税率対象です

T1234567890123

請求金額 64,960円 (税込み)

品名	単価	数量	税抜金額	消費税額
ワイン	800	10	8,000	
牛肉 ※	2,500	20	50,000	
トマト ※	50	40	2,000	
10%対象計			8,000	800
8%対象計			52,000	4,160

8,000円 × 10% = 税額 800円

52,000円 × 8% = 税額 4,160円

8,000円 + 52,000円 + 800円 + 4,160円 = 64,960円

・ 売手側として準備すべきこと

売上に係る対価の返還

(返品・値引・割戻・売上割引・販売奨励金・
事業分量配当金)



適格返還請求書の交付

適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号
売上に係る対価の返還等を行う取引年月日
の売上年月日

取引の内容 (軽減税率の対象品目である旨)

税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜または税込) および
適用税率

に対する消費税額等または適用税率 (両方の記載も可)

・ 売手側として準備すべきこと

【課税資産の譲渡等の金額と対価の返還等の金額をそれぞれ記載する場合】

請求書

(株)〇〇御中 XX年12月15日
 11月分 98,300円(税込)
 (11/1~11/30)

日付	品名	金額
11/1	オレンジジュース ※	5,400円
11/1	ビール	11,000円
11/2	リンゴジュース ※	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計	109,200円(消費税9,200円)	
10%対象	66,000円(消費税6,000円)	
8%対象	43,200円(消費税3,200円)	
販売奨励金		
10/12	リンゴジュース ※	1,080円
⋮	⋮	⋮
合計	10,900円(消費税900円)	
10%対象	5,500円(消費税500円)	
8%対象	5,400円(消費税400円)	
請求金額	98,300円	

※は軽減税率対象商品

△△商事(株)
登録番号 T1234567890123

適格請求書として
必要な記載事項

適格返還請求書として
必要な記載事項

・ 売手側として準備すべきこと

【対価の返還等を控除した後の金額を記載する場合の記載例】

請求書

(株)〇〇御中 XX年 12月 15日

11月分 98,300円 (税込)
(11/1 ~ 11/30)

日付	品名	金額
11/1	りんごジュース ※	5,400円
11/1	ビール	11,000円
11/2	りんごジュース ※	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計	109,200円 (消費税 9,200円)	
販売奨励金		
10/12	りんごジュース ※	1,080円
⋮	⋮	⋮
合計	10,900円 (消費税 900円)	
請求金額	98,300円 (消費税 8,300円)	
10%対象	60,500円 (消費税 5,500円)	
8%対象	37,800円 (消費税 2,800円)	

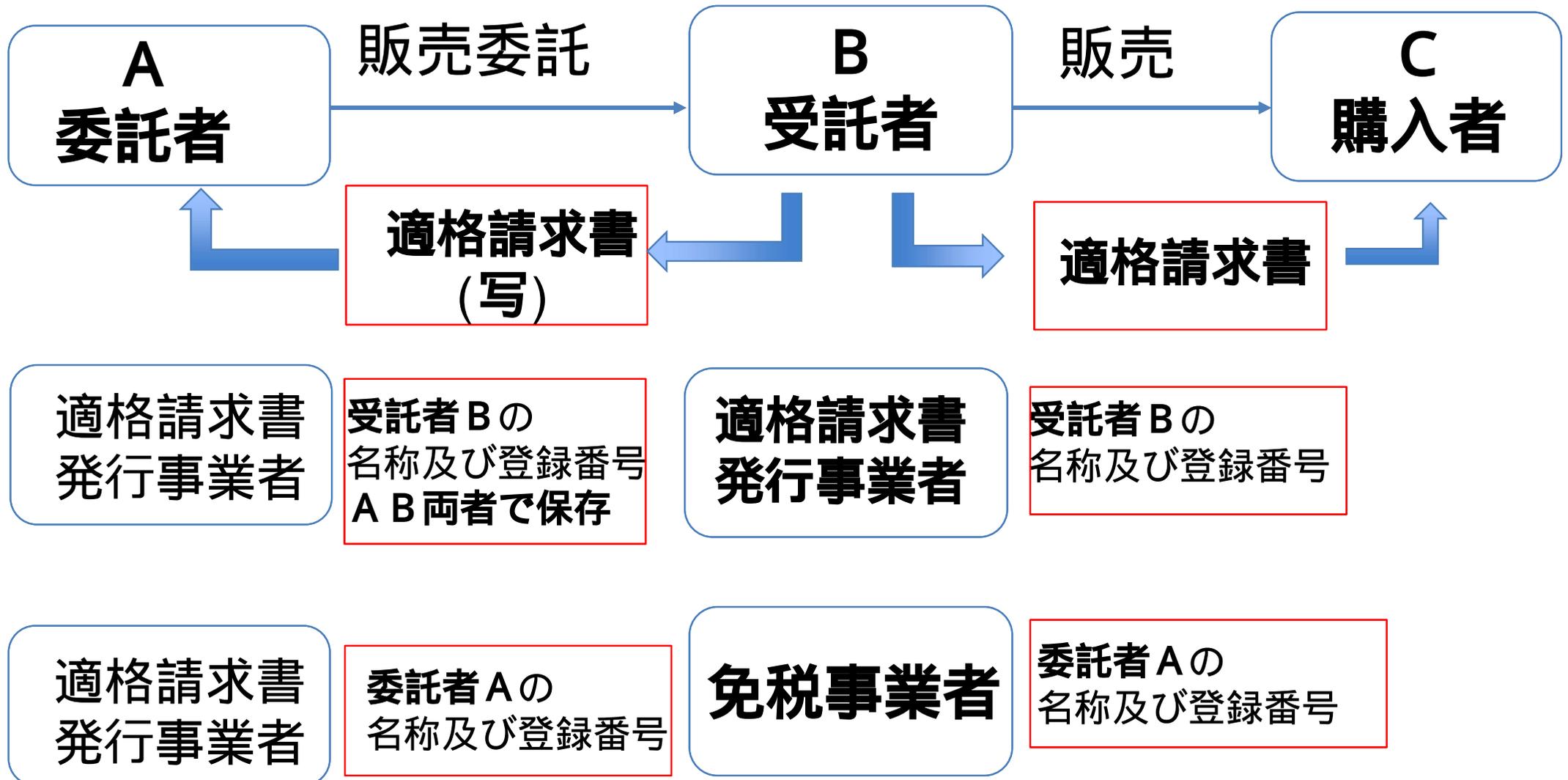
※は軽減税率対象商品

△△商事(株)
登録番号 T1234567890123

継続的に、
①課税資産の譲渡等の対価の額から売上げに係る対価の返還等の金額を控除した金額及び
②その金額に基づき計算した消費税額等を
税率ごとに記載すれば記載事項を満たします。

・ 売手側として準備すべきこと

委託販売



・ 売手側として準備すべきこと

〈インボイスの交付義務が免除になるケース〉

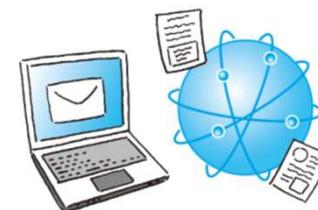
- ① 公共交通料金（3万円未満）
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売
- ③ 生産者が農協等に委託して行う農林水産物の販売
- ④ 自動販売機および自動サービス機での販売（3万円未満）
- ⑤ 郵便ポストに投函される郵便物

・ 売手側として準備すべきこと

発行方法

- ➔ 書面に代えて、電磁的記録（電子インボイス）を提供することができる

〈電磁的記録による提供の例〉



- ① 電子メールによる電子データの提供
- ② DVD、USBメモリ等の記録媒体を利用した提供
- ③ EDI取引による電子データの提供
- ④ WEBサイトを通じた電子データの提供

・買手側として準備すべきこと

[1] 仕入税額控除

要件 → インボイスと
法定事項が記載された帳簿の保存も必要

〈帳簿の記載事項と保存義務のあるインボイス〉

帳簿の記載事項	保存義務のあるインボイス等
①仕入先の氏名または名称	①インボイス
②取引年月日	②簡易インボイス
③取引内容 (軽減税率対象品目である旨)	③事業者が課税仕入れにつき作成する仕入明細書等で、インボイスの記載事項が記載されているもの
④取引金額	④媒介または取次ぎに係る業務を行う者が委託を受けて行う農林水産品の譲渡について作成する書類
	⑤上記①～④の記載事項に係る電磁的記録

・買手側として準備すべきこと

取引先が適格請求書発行事業者であるかどうかの確認

免税事業者の意向確認

会計ソフトへの入力

「10%」「軽減税率8%」「適格請求書発行事業者でない事業者からの仕入」を分けて入力

インボイスの内容に誤りがある場合

修正したインボイスの交付を求める必要あり

・買手側として準備すべきこと

経費精算での留意点

➡インボイスの発行についての確認

- ・個人タクシーの利用
- ・個人商店からの仕入れ
- ・個人が営業する店舗での飲食
- ・店舗・駐車場の賃借
- ・フリーランスへの外注 など

【事例①】取引先に向かう途中、手土産を買う

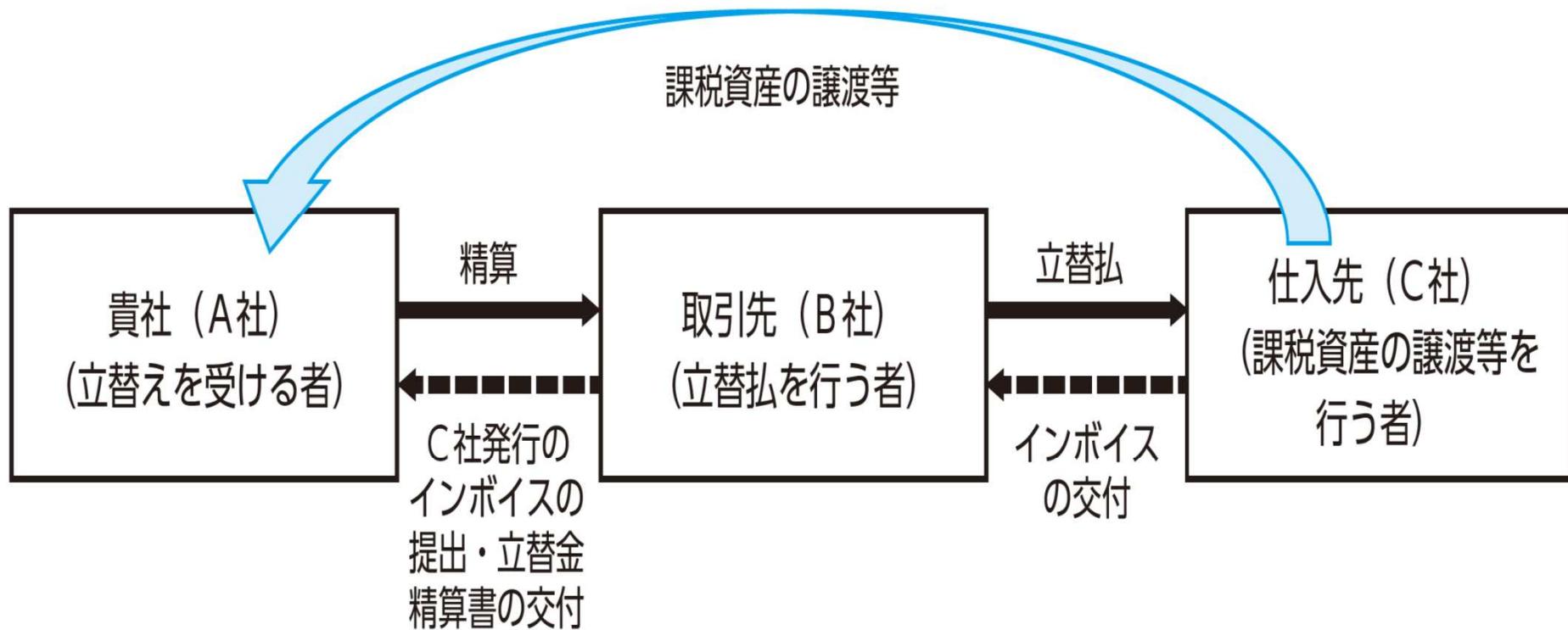
【事例②】出張先でタクシーに乗る

【事例③】居酒屋で忘年会



・ 買手側として準備すべきこと

立替金の清算



(出典：国税庁ウェブサイト、一部改変)

・買手側として準備すべきこと

口座振替等による支払い

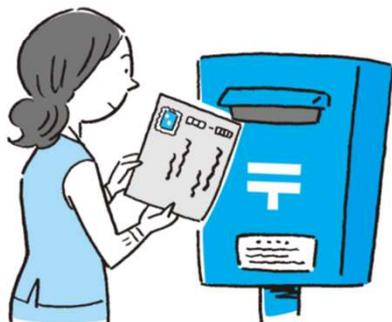
- ➡ 契約書にインボイスとして必要な記載事項の一部を記載
実際に取引を行った事実を客観的に示す書類

例：家賃の場合・・・契約書
追加資料
通帳

・買手側として準備すべきこと

インボイスの保存義務が免除されるもの

- ①公共交通機関による旅客の運送(3万円未満)
- ②入場券等が使用の際に回収されるもの
- ③古物業者による古物の購入
- ④質屋による質物の購入
- ⑤宅地建物取引業者による建物の購入
- ⑥再生資源および再生部品の購入(購入者の棚卸資産に該当するものに限る)
- ⑦自動販売機および自動サービス機からの商品・サービスの購入(3万円未満)
- ⑧郵便切手類を対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに投函されたものに限る)
- ⑨従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、日当および通勤手当等



・買手側として準備すべきこと

[2] 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

令和元年10月1日

令和5年10月1日

令和8年10月1日

令和11年10月1日

軽減税率制度の実施

インボイス制度の導入

4年
区分記載請求書等保存方式

免税事業者等からの課税仕入れにつき
全額控除可能

3年

免税事業者等からの課税仕入れにつき
80%控除可能*

3年

免税事業者等からの課税仕入れにつき
50%控除可能*

控除不可

※この経過措置による仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

（出典：「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁（令和3年7月）、一部改変）

・買手側として準備すべきこと

免税事業者等からの仕入の取扱い

免税事業者から受け取った請求書を見てください

請求書

株式会社〇〇 御中

令和5年11月30日
大手食品 株式会社

ワイン		8,800円
牛肉	※	54,000円
トマト	※	2,160円
ピーマン	※	1,080円
合計額		<u>¥66,040円</u>

(10%対象 8,800円 消費税 800円)
(8%対象 57,240円 消費税 4,240円)

※は軽減税率対象です。

・買手側として準備すべきこと

課税区分	借方科目名	貸方科目名	取引金額 (税込み)	税率	内、 消費税等	税抜き 金額	摘要	取引先名
5	商品仕入高	買掛金	8,800	10.0%	640	8,160	商品用ワインの掛仕入 (80%控除対象)	大手食品 株式会社
5	材料仕入高	買掛金	57,240	軽8.0%	3,392	53,848	食材の掛仕入 (80%控除対象)	大手食品 株式会社

大手食品は、適格請求書発行事業者ではないため、令和5年10月から令和8年9月までの3年間は消費税等相当額の80%、令和8年10月から令和11年9月までの3年間は50%を、仕入税額とみなして控除できます。以下の計算で控除可能な消費税額が計算できます。

$$8,800 \times 10 / 110 \times 80\% = 640$$

$$57,240 \times 8 / 108 \times 80\% = 3,392$$

ここでわかるように、請求書等に記載された消費税額と仕訳の消費税額が異なることとなります。このようなケースは従来なかったものなので、特に注意が必要です。

帳簿上に、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要です。

・買手側として準備すべきこと

「3」簡易課税を選択している場合

➡ インボイスなど請求書等の保存は仕入税額控除の要件から除外

簡易課税制度とは

課税仕入等の消費税額 = 課税売上高 × みなし仕入率

みなし仕入れ率とは

事業の種類	具体例	みなし仕入れ率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)	80%
第3種事業	製造業等、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)	70%
第4種事業	その他の事業	60%
第5種事業	サービス業等、金融・保険業等	50%
第6種事業	不動産業	40%

・納付税額の計算方法

《売上税額》

【積上げ計算】

インボイスに記載した消費税額等の合計額に78/100を乗じて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

【割戻し計算】（原則）

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を乗じて計算する方法です。

仕入税額は「積上げ計算」のみ適用可

仕入税額はいずれか選択可

《仕入税額》

【積上げ計算】（原則）

インボイスに記載された消費税額等の合計額に78/100を乗じて消費税額を算出する方法です。

【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を乗じて計算する方法です。

- 売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

・納付税額の計算方法

[前提] 一回当たりの販売価格 500円の商品を45万回販売
(消費税額45円($500円 \times 10/110 = 45.4545\dots$ 円(1円未満の
端数切捨て) 45円)

税込売上高

販売価格500円(税込) \times 450,000回 = 225,000,000円

(1) 積上げ計算の場合の消費税額

45円 \times 450,000個 = 20,250,000円

(インボイスに記載された消費税額45円を450,000回積上げた金額)

(2) 割戻し計算の場合の消費税額

225,000,000円(税込売上高) \times 100/110 = 204,545,454.545...

204,545,000千円(未満切り捨て)

204,545,000円 \times 10% = 20,454,500円

差額...204,500円

・納付税額の計算方法

[前提] 一回当たりの販売価格 5,000円の商品を6,000回販売
(消費税額454円($5,000円 \times 10/110 = 454.545\dots$ 円(1円未満の端数切捨て) 454円)

税込売上高

販売価格5,000円(税込) \times 6,000回 = 30,000,000円

(1)積上げ計算の場合の消費税額

454円 \times 6,000個 = 2,724,000円

(インボイスに記載された消費税額454円を6,000回積上げた金額)

(2)割戻し計算の場合の消費税額

30,00,000円(税込売上高) \times 100/110 = 27,272,727.272...

27,272,000千円(未満切り捨て)

27,272,000円 \times 10% = 2,727,200円

差額...3,200円

免税事業者の場合

課税事業者の選択の検討
(簡易課税制度についての検討)

・免税事業者

免税事業者の登録における経過措置

【例②】 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請書の提出期限 (令和5年3月31日※) ↓	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため、 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

※令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで。

(出典：「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁(令和3年7月)、一部改変)

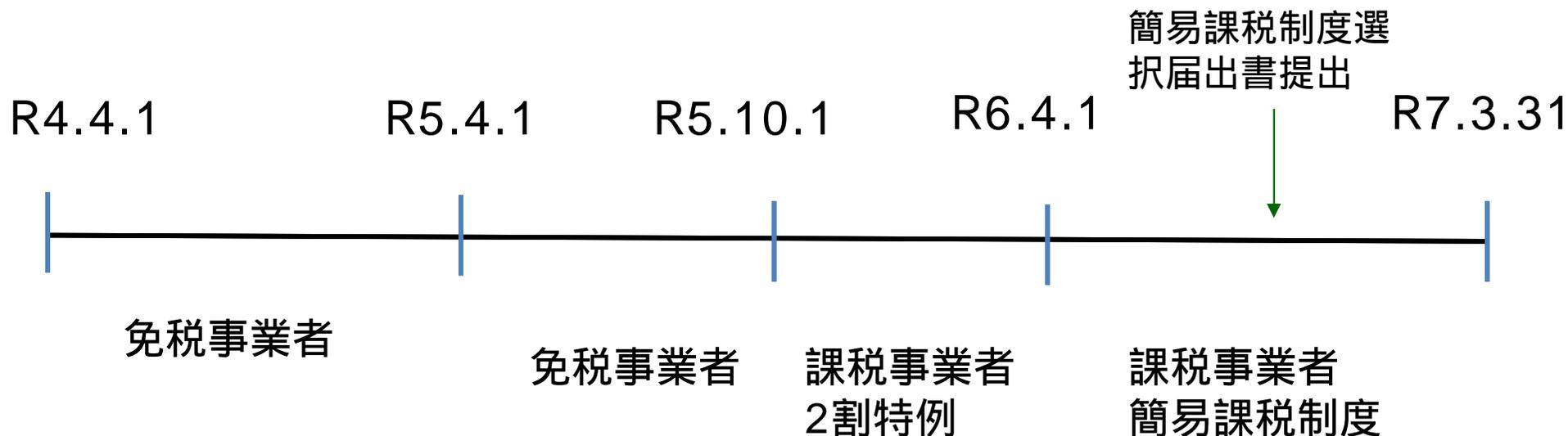
・免税事業者【税制改正】

免税事業者が適格請求書発行事業者となった場合

○令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

納付税額 = 課税標準額の消費税額 × 2割

確定申告書に付記



ご清聴、ありがとうございました！

電子帳簿保存法 (電子取引)



税理士法人 あすなるパートナーズ

講師: 植木 法子

目次

- ・ **電子帳簿保存法**
 - 1 . 電子帳簿保存法とは
- ・ **電子取引**
 - 1 . 電子取引とは
 - 2 . 電子取引データの保存場所
 - 3 . 電子取引データの保存期間
 - 4 . 保存に用いる記憶媒体
 - 5 . 保存方法
 - 6 . システムを使わずに対応する場合

電子帳簿保存法

1 . 電子帳簿保存法とは

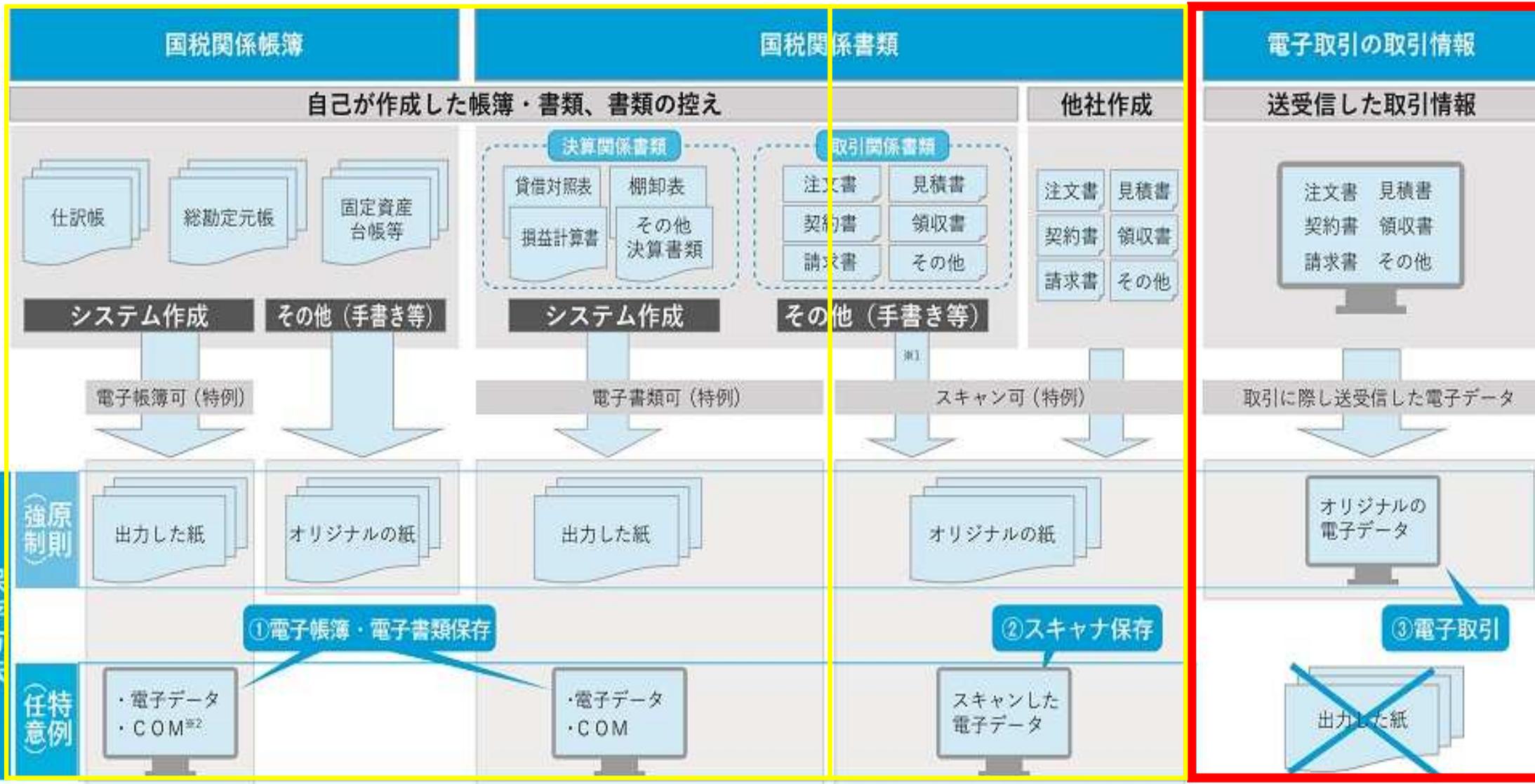
原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類を電子データで保存をするための要件や、電子データでやりとりした取引情報の保存義務などを定めた法律

電子データによる保存は、大きく3つに区分されています

- 「電子帳簿・電子書類保存」
- 「スキャナ保存」
- 「電子取引」

電子での保存に対応しないと青色申告の承認取消しの可能性も

電子帳簿保存法



（国税庁「電子帳簿保存法一問一答（令和3年7月）」を参考に作成）

「①電子帳簿・電子書類保存」「②スキャナ保存」は法律上任意です。
 一方、「③電子取引」は、すべての法人・個人事業者に関わることで、きちんとした対応が求められます（法律上強制なので、対応しないと青色申告の承認が取り消されてしまう可能性があります）。

- ※1 スキャナ保存の対象は、決算関係書類以外の国税関係書類のみ。
- ※2 電子計算機を用いて電子データを出力することにより作成するマイクロフィルムのこと。

・電子取引

1. 「電子取引」とは

- ①電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- ②インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）またはホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
- ③電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- ④クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
- ⑤特定の取引に係るEDIシステムを利用
- ⑥ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
- ⑦請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

（出所：国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」）

ショッピングサイトでの購入も「電子取引」に該当

・電子取引

1 . 電子取引データの保存場所

電子取引データの受け渡しが紙の書面で行われた場合に保存するところ

2 . 電子取引データの保存期間

法人...7年（欠損金の繰越控除をする法人は10年）

個人...5年（消費税課税事業者は7年）

3 . 保存に用いる記憶媒体

パソコン・サーバー・USBメモリー・
クラウドサービス

電子取引



4. 電子取引データの保存要件

保存要件	要件	要否	関連法規
真実性	システム概要書類の備え付け	(※1)	規2②一イ、 ⑥七、4①
	① 発信者側でタイムスタンプを付す方法	4方法のうち いずれか ○	規4①
	② 受信者側で速やかにタイムスタンプを付す方法(※2)		
	③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステムまたは訂正削除ができないシステムを利用する方法		
	④ 事務処理規程を設け正当な理由のない訂正削除を防止する方法		
保存期間	法人7年間(欠損金繰越控除を受ける法人10年間)、個人5年間	○	Q7参照
検索性	① 取引年月日その他の日付、取引金額、取引先による検索	○	規2⑥六、 4①
	② 日付または金額の範囲指定による検索	(※3)	
	③ 2つ以上の任意の記録項目を組み合わせた検索	(※3)	
可視性	見読可能装置(PC、ディスプレイ、プリンタ)の備付、整然・明瞭、速やかな出力	○	規2②二、 4①

- ※1 自社開発のプログラムを使用する場合に限る。
 ※2 その業務の処理にかかる通常の間期間を経過した後、速やかに(最長2カ月以内)
 ※3 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電子データのダウンロードの求めに応じる場合は、検索性要件のうち②、③の要件が不要となります。
 また、基準期間の売上高が1,000万円以下である小規模な事業者について、当該ダウンロードの求めに応じる場合は、検索性要件のすべて(①～③)が不要となります。

法人の例)

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下同じ。）に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
- 二 電子メールを利用した請求書等の授受
- 三 (クラウドサービス)を利用した請求書等の授受
- 四

記載に当たってはその範囲を具体的に記載してください

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存サーバ内に年間保存する。

・電子取引

5 . 保存方法

○ <おすすめ> 専用ソフトウェアを利用する

法的要件を満たしたソフトウェアを利用



公益法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）
の「電子取引ソフト法的要件認証」にて判断できます。

○一定のルールを定め、任意のフォルダに保存する

・電子取引

5 . システムを使わずに対応する場合

請求書データ（PDF）のファイル名に、規則性を持って内容を表示して保存する方法

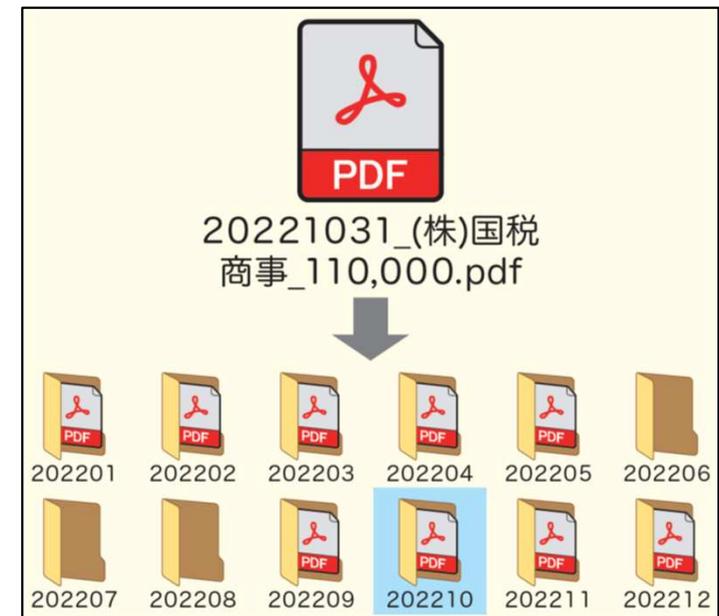
①請求書データ（PDF）のファイル名に、規則性を持たせる。

例）2022年（令和4年）10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書

⇒ 「20221031_(株)国税商事_110,000」

②「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。

③規則第4条第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」（次頁参照）を作成し備え付ける。



※判定期間に係る基準期間の売上高が1,000万円以下であり、税務調査の際に、税務職員からのダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、①の設定は不要です。

電子取引

受領した請求書等データのファイル名に連番を付して、
内容については索引簿で管理する方法

■索引簿(例)

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20210131	110,000	(株)霞商店	請求書
②	20210210	330,000	国税工務店(株)	注文書
③	20210228	330,000	国税工務店(株)	領収書
④				

(出所：国税庁ウェブサイト「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」)

・ 電子取引 【税制改正】

保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合 → 検索要件のすべてを不用

判定機関における売上高が5000万円以下

電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力され、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者

電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件を廃止

・電子取引 【税制改正】

電子取引の電子保存義務の猶予措置

保存要件に従って保存をすることができない相当の理由がある場合

所轄税務署長が相当の理由があると認めた場合

税務調査の際にダウンロードの求めに応じられる場合

税務調査の際に整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面の提示または提出の求めに応じられる場合

ご清聴、ありがとうございました！